



2024年3月15日

受益者の皆様へ

アライアンス・バーンスタイン株式会社

「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド」
(愛称：ボンド・ストーリー) 信託約款等の変更予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（愛称：ボンド・ストーリー）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の変更を行う予定となりますので、あらかじめお知らせ申し上げます。

何卒、変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社ファンドをご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド（追加型証券投資信託）の名称

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド

2. 変更内容

① 当ファンドが投資するマザーファンドの入替え

<追加>

- ・ アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド

<削除>

- ・ アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

② 当ファンドの信託約款に定める投資制限等の変更

マザーファンドの入替えに伴い、信託約款におけるデリバティブ取引等の利用目的について、運用の実態に即した内容に変更いたします。

③ 当ファンドの信託報酬率の引き下げ

	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
変更前	1.287%（税抜 1.17%）	税抜 0.54%	税抜 0.58%	税抜 0.05%
変更後	1.067%（税抜 0.97%）	税抜 0.44%	税抜 0.48%	税抜 0.05%



④ 当ファンドのベンチマークの変更

変更前	FTSE 世界国債インデックス (円ベース)
変更後	FTSE 世界国債インデックス (含む日本、除く中国、円ベース)

3. 変更理由

当ファンドのマザーファンドを、2024 年から開始された新しい NISA 制度に係る成長投資枠の適合商品 (以下「成長投資枠適合商品」といいます。) としての要件を満たすものに変更することで、当ファンドが成長投資枠適合商品となり、当該 NISA 制度を利用する投資家に対して、当ファンドを幅広く提供することが可能になります。

また、信託報酬率の引き下げは受益者様にとって有利な変更であると判断しました。

なお、当ファンドの信託約款の変更につきましては、当該信託約款に規定するその変更の内容が重大なものに該当すると判断しましたので、異議申立の手続きをとることといたしました。

4. 今後のスケジュール

① 信託約款変更の日程

受益者の異議申立期間	2024 年 3 月 18 日から 4 月 17 日まで
異議申立受益者の買取請求期間	2024 年 4 月 23 日から 5 月 13 日まで
信託約款変更の適用日	2024 年 5 月 20 日

② 異議申立の手続き

2024 年 3 月 18 日時点の受益者様は、上記異議申立の期間中に、弊社「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に対し書面により、この信託約款変更に対する異議を申し立てることができます。

- ・ 信託約款変更に対して異議のない受益者様は、お手続きの必要はございません。
- ・ 信託約款変更に対して異議のある受益者様は、後記「5. 異議申立の方法」をご覧ください。異議申し立てのお手続きをお取りください。

③ 信託約款変更の実施

異議申立をされた受益者様の受益権の合計口数が、2024 年 3 月 18 日時点の総受益権口数の 2 分の 1 を超えないときには、2024 年 5 月 20 日付で信託約款の変更を行います。

なお、異議申立をされた受益者様の受益権の口数が、2024 年 3 月 18 日時点の総受益権口数の 2 分の 1 を超えたときには、信託約款の変更を行いません。(この場合、信託約款の変更を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに弊社のホームページ

(<https://www.alliancebernstein.co.jp/>) にて公告するとともに、これらの事項を記載した書面を受益者の皆様に送付いたします。)



5. 異議申立の方法

本信託約款の変更に対して異議のある受益者様は、郵便はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、2024年4月17日必着で、①の宛先にご郵送ください。なお、異議申立は2024年4月17日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

信託約款の変更にご同意いただける場合は、特別な手続きは必要ありません。

① 宛先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-1-6 日比谷パークフロント 14 階
アライアンス・バーンスタイン株式会社
クライアント本部 投資信託部 異議申立受付行

② ご記入いただく内容

- (1) 住所
- (2) 氏名（署名、販売会社へのお届け印捺印）
- (3) 電話番号（日中連絡先）
- (4) ファンド名「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド」
- (5) 保有口数（2024年3月18日時点）
- (6) 取扱販売会社、取引店名、口座番号
- (7) 約款変更を行なうことについて反対する旨

- ※ 異議を申し立てられた受益者様の受益権口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。
- ※ 保有口数には、2024年3月18日時点の保有口数（2024年3月14日までに追加設定のお申込みをされた受益者様の口数は対象となりますが、同日までに一部解約のお申込みをされた受益者様の解約に係る口数は対象となりません。）を記載してください。また、複数の取扱販売会社に口座をお持ちの方、同一取扱販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。
- ※ 取扱販売会社名や取引店名、口座番号が欠落している場合、お名前やご住所が取扱販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申し立てを受け付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。口座番号等がご不明の場合は、取扱販売会社の窓口までお問い合わせください。
- ※ 必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。受益者書類提出にかかる費用は受益者様のご負担となります。
- ※ 異議申立の情報につきましては、取扱販売会社、受託銀行および弊社が共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

【個人情報の取り扱いに関して】

異議申立に際して取扱販売会社、受託銀行および弊社が取得した個人情報は、この投資信託約款の変更に関する異議申立の受益権口数の管理および買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。



6. 異議申立をされた受益者様の買取請求手続きについて

本信託約款の変更が決定した場合は、異議を申し立てられた受益者様は、以下の手続きにより、取り扱い販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産による買取りを請求することができます。

① 買取請求の受付期間

2024年4月23日から2024年5月13日

② 買取請求の手順

- (1) 弊社より異議を申し立てられた受益者様への買取請求のご案内の送付
- (2) 買取請求必要書類のご記入
- (3) 取扱販売会社のお取引店への買取請求必要書類のご提出
- (4) 取扱販売会社から弊社を經由して受託銀行への買取請求必要書類の送付
- (5) 受託銀行での買取請求必要書類の受理および信託財産による買取りの実行
- (6) 受託銀行からご指定の金融機関口座への買取代金の振込み（振込手数料は受益者様ご負担）

③ 買取請求の相手方

この買取請求は、異議を申し立てられた受益者様が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。

④ 買取価額

買取価額は、原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額とさせていただきます。また、**受託銀行より買取代金をお支払いする際に、振込手数料および計算書送付費用等の費用が差引かれます。**

なお、買取代金に係る税務のお取扱いについては、法令に則った適正な申告等のお手続を受益者様ご自身で行って頂きますようお願い申し上げます。税務上の取扱いは受益者様の個々のご事情によって異なる場合がありますので、詳細なお取扱いにつきましては、大変お手数ですが、税務専門家等にご確認いただきますようお願い申し上げます。

⑤ ご留意点

- (1) 上記のような種々の手続きが必要となるため、**買取代金のお支払いには、通常の換金のお申込みよりも日数を要する可能性があります。**
- (2) **異議を申し立てられた受益者様が必ず買取請求をしなければならない訳ではありません。**異議申立期間中・買取請求期間中ともに、通常どおり、解約の申込受付をいたします。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申し込みを行うことはできませんのでご注意ください。

【このお知らせに関するお問い合わせ先】

アライアンス・バーンスタイン株式会社

ご照会ダイヤル 03-5962-9687（営業日の午前9時から午後5時まで）



「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド」
(愛称：ボンド・ストーリー) 信託約款等の変更予定のお知らせ

Q&A

Q1 なぜ、このようなお知らせが送られてくるのですか？

A 信託約款を変更する場合に、その変更の内容が重大なものについては、受益者の皆様にその内容をお知らせし、信託約款の変更に関する異議のある受益者様は異議を申し立てることができる旨、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び関連法令にて定められています。弊社では、法律に基づいてこのお知らせを受益者の皆様にお送りしています。

Q2 約款変更の内容と理由は何ですか？

A 当ファンドを2024年から開始された新しいNISA制度に係る成長投資枠適合商品として、当該NISA制度を利用する投資家に対して幅広く提供するため、当ファンドのマザーファンドを成長投資枠適合商品としての要件を満たすマザーファンドに変更する予定です。

また、マザーファンドの入替えに伴い信託報酬率の引き下げも行い、受益者様にとって有利な変更であると判断しました。

Q3 このお知らせを受け取って、何をすればよいのですか？

A このお知らせは、信託約款を変更すること、および信託約款の変更に関する異議のある受益者様が異議を申し立てる方法について、受益者の皆様にお知らせするものです。このため、今後の手続きについては、次の二通りに分かります。

- ・ 信託約款を変更することに対して異議のない受益者様…お手続きは一切必要ありません。
- ・ 信託約款を変更することに対して異議のある受益者様…お手数料をおかけいたしますが、本お知らせをよくお読みいただき、異議申立の手続きをお取りください。

Q4 異議申立をするとどうなりますか？

A 予定とおり約款変更が行われることになった場合、異議申立を行った受益者様は、保有する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対し信託財産による買取りを請求することができます。なお、異議を申し立てられた受益者様に対しては、買取請求のお手続きについて、改めてご案内させていただきます。

Q5 約款変更に関する異議申立を行った場合、必ず買取請求をしなければいけないのですか？

A 約款変更に関する異議申立を行った受益者様が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。Q6に詳細ございますが、買取請求ですと手数料などが差し引かれるなど通常の換金との相違点もございます。引き続きファンドを保有して頂くことも、通常とおりに換金頂くことも出来ます。

Q6 異議申立による買取請求と通常の換金は、何が違うのですか？

A 買取請求は異議申立を行った受益者様のみ行うことができます。買取は受託銀行で行い、代金は受託銀行からお客様指定の金融機関口座に送金されます。その際に、振込手数料は、お客様負担



として買取代金から差し引かれます。諸般の手続きが必要となるため、通常の解約より支払いまでに日数を要する場合があります。また、買取請求を行ったあとは解約のお申し込みを行うことはできなくなります。

なお、異議申立を行った受益者様の受益権の合計口数が2024年3月18日時点の総受益権口数の2分の1を超えて約款変更が行われない場合には、買取請求は実施されません。

買取請求の手続きにおいて法定書類を作成する際に、受益者様のマイナンバー（個人番号）が必要となるため、受益者様のマイナンバー（個人番号）および本人確認書類（通知カード、個人番号カード、個人番号の記載がある住民票の写しなど）のコピーを受託銀行である三井住友信託銀行株式会社に簡易書留によりご提出いただきます。受託銀行が取得した個人情報、この投資信託約款の変更に関する異議申立の受益権口数の管理および買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。簡易書留にかかる費用は受益者様のご負担となります。個人番号のご提出がない場合、買取請求は受理されません。

通常の換金は異議申立をされた受益者様でも可能です。

通常の換金の場合には、振込手数料が受益者様負担とはならず、支払いまでの日数は換金申込日から起算して5営業日目からのお支払いとなります。また、通常の換金においてはマイナンバー（個人番号）等のご提出は必要ありません。

Q7 買取請求を行った場合、通常の換金請求に変更することはできますか？

A 買取請求を行った受益権については、解約のお申し込みを行うことはできなくなります。

以上

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第303号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

約款変更案（新旧対照表）

以下の新旧対照表の下線____の部分に変更箇所です。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>アライアンス・バーンスタイン・<u>世界債券</u>マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 運用態度</p> <p>① 主としてアライアンス・バーンスタイン・<u>世界債券</u>マザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>(削除)</p> <p>② 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① ～ ⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑪ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑫ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>アライアンス・バーンスタイン・<u>グローバル・ボンド・マザー</u>ファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 運用態度</p> <p>① 主としてアライアンス・バーンスタイン・<u>グローバル・ボンド・マザー</u>ファンド受益証券に投資します。</p> <p>② <u>有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。</u></p> <p>③ 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① ～ ⑨ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑩ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規</p>

新	旧
<p>則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ ボンド・ファンド 信託約款</p> <p>第 17 条（運用の指図範囲等）</p> <p>委託者（第 18 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する条項において同じ。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・<u>世界債券マザーファンド</u>」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ ボンド・ファンド 信託約款</p> <p>第 17 条（運用の指図範囲等）</p> <p>委託者（第 18 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する条項において同じ。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・<u>グローバル・ボンド・マザーファンド</u>」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（同左）</p>
<p>第 24 条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）</p>	<p>第 24 条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）</p>



新	旧
<p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、<u>および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）</p> <p>（略）</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、<u>および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>（略）</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、<u>および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>（略）</p>	<p>委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）</p> <p>（同左）</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</p> <p>（同左）</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</p> <p>（同左）</p>
<p>第 25 条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の<u>価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利と</u></p>	<p>第 25 条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以</u></p>



新	旧
<p>その元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 （略）</p>	<p>下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 （同左）</p>
<p>第 26 条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲） 委託者は、信託財産に属する資産の<u>価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現</u>するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 （略）</p>	<p>第 26 条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲） 委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引</u>を行うことの指図をすることができます。 （同左）</p>
<p>第 29 条（外国為替予約の指図） 委託者は、<u>信託財産の為替変動リスクを回避</u>するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p>	<p>第 29 条（外国為替予約の指図） 委託者は、<u>外貨建資産の為替ヘッジ</u>のため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p>
<p>第 41 条（信託報酬の額および支弁の方法） 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>97</u> の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。 （略）</p>	<p>第 41 条（信託報酬の額および支弁の方法） 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>117</u> の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。 （同左）</p>